平成２２年（フ）第９２号
沖縄県浦添市伊祖３丁目７番２―201号　マンションおやふそ
債務者　當銘みどり（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７７号
千葉県柏市藤心４丁目22番７号
債務者　金城フィデルこと　バルベルデ　カナシロ　フィデル　エルネスト
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８４号
千葉県我孫子市我孫子２丁目３番117号
債務者　相馬　孝至
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２号
徳島県阿南市福井町日の地346番地８
債務者　清水　武志
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第８９号
徳島県海部郡美波町西由岐字東65番地１
債務者　大西　正興
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第９０号
徳島県海部郡美波町西由岐字東65番地１
債務者　大西　博子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８号
愛媛県大洲市長浜甲591番地の１
債務者　上田　弘志
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第９号
愛媛県大洲市長浜甲591番地の１
債務者　上田カツコ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１０号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地119
債務者　佐藤健太郎
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４８０号
愛知県知多市八幡字荒井５番地の５
債務者　岩本　祐司
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９８号
名古屋市千種区茶屋が坂２丁目８番13号　クレール茶屋ケ坂Ｂ201号
債務者　森山　正義
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３号
神戸市兵庫区荒田町３丁目39番13号楠ハイツ13Ｃ
債務者　平　　雅仁
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４号
神戸市須磨区若宮町３丁目１番18―102号
債務者　加藤かおりこと　加藤かほり
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８号
神戸市須磨区北落合１丁目１番317―302号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目４番10号　アクア鈴蘭台Ⅱ203号、従前の住所兵庫県洲本市池内1233番地
債務者　小出奈緒美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９号
神戸市兵庫区須佐野通３丁目２番13号ハイツアビエスフィルマ202号
債務者　瀧元　和子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９０号
兵庫県伊丹市中央５丁目３番26―903号
債務者　山脇　順子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部